解答と解説

1. まず、1ヵ月変形の労働時間制なので1日8時間、週40時間の制限は除外されます。 しかし、1週間当たりの平均は40時間以内に納める必要があります。

40 × 28=160 時間 つまり所定労働時間を 暦日数 28 日の月は

40 × 29=165.7 時間 29 日の月

30日の月 $\frac{\frac{7}{40}}{\frac{7}{7}} \times 30 = 171.4$ 時間 31日の月 $\frac{\frac{40}{7}}{\frac{40}{7}} \times 31 = 177.1$ 時間

以内に納めなければいけません。

この月については暦日31日なので172時間<177.1時間となり所定労働時間(青の部分) **全て**において法定の割増は必要ありません。

*この段階において 40 の部分が 44 となる事業もありますが今回は一般的な 40 時間で 計算します

よって、19日、20日における8時間を超える青の部分の割増賃金は必要ないということ になります。

2. 続いて1.を踏まえた上で原則の計算方法に戻ることになります。

原則の計算方法とは

- ① 1日の法定労働時間8時間以内
- ② 週法定労働時間 40 時間以内
- ③ 1ヵ月については上記1の通り

となり、①②③の順番で計算することになります。

- 3. ①により、**所定労働時間を超えた部分(赤の部分)**で1日の総労働時間が8時間を超え ているのは、13日(1時間)、20日(1時間)の併せて2時間となります。
- 4. ②により、重複して計算するのを避けるため①を除外した総労働時間において 40 時間 を超えるのは第2週の1時間となります。
- ③により、この月の法定労働時間数は177.1時間となり、また総労働時間から3.4.を除 外した総労働時間数が178時間となるので、

178 時間-177.1 時間=0.9 時間 となります。

解答

よってこの月における法定時間外労働の時間数は

2時間+1時間+0.9時間=④ 3.9時間 になります。

法の定めより払いすぎていたからといって、同意なく勝手に賃金を引き下げると法違反に なります。変更をお考えの場合、社労士にご相談ください。